

事業の流れ

事業説明

市街地整備課窓口にて、事業内容・手続きの流れなどを説明いたします。

境界線
後退線等の画定

申請を行う前に、境界線・後退線等の画定を行ってください。

申請

狭あい道路拡幅整備申請書に必要書類を添付の上、市街地整備課窓口へ提出してください。

施工準備

拡幅整備を行う前に必要に応じて、施工準備を行ってください。（例：支障物件の撤去移設、ライフライン〔上下水道管・ガス管等〕の引き込み、造成擁壁の築造など）

拡幅整備

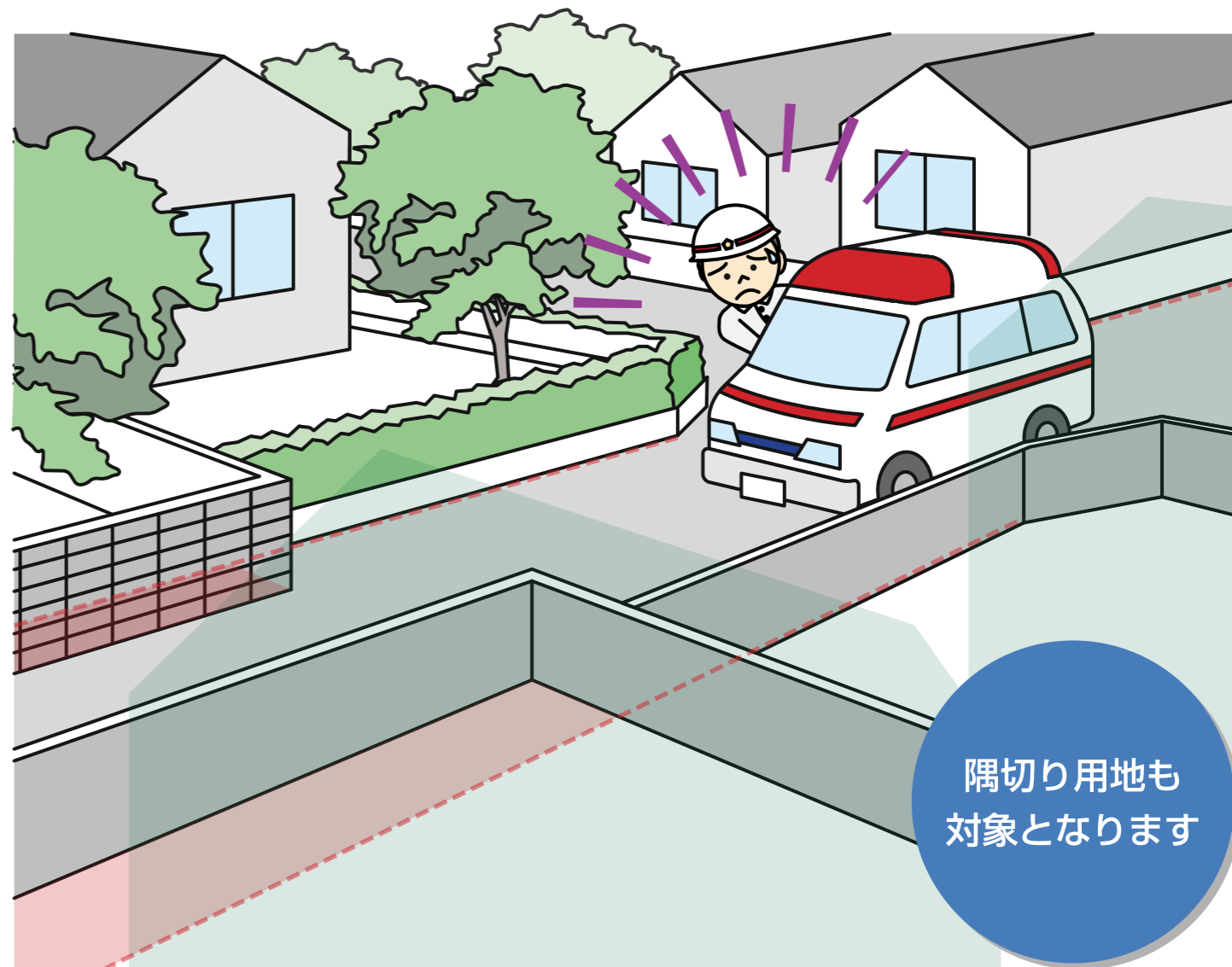
拡幅整備工事は、施工準備が完了した後、かつ外構工事に着手する前に行います。
外構工事に着手する日の40日前までに市担当者へ連絡してください。

権原取得
奨励金の交付
維持管理

寄付や無償使用契約などの手続き(権原取得)を行います。
隅切り用地の整備を行った場合は、奨励金を交付します。
権原取得を行った後退用地等は、道路として市が維持管理を行います。

市民の皆さんと共に進める 狭あい道路拡幅整備事業

安全で安心な すみよいまちを目指して



敷地が、狭あい道路（市道等に限る）に面している方で、次のような予定がある場合は市街地整備課までご相談ください。

- 建物の新築、増改築をする場合
- 門や塀などを撤去する場合
- 敷地前の道路を広げたいとお考えの場合 など

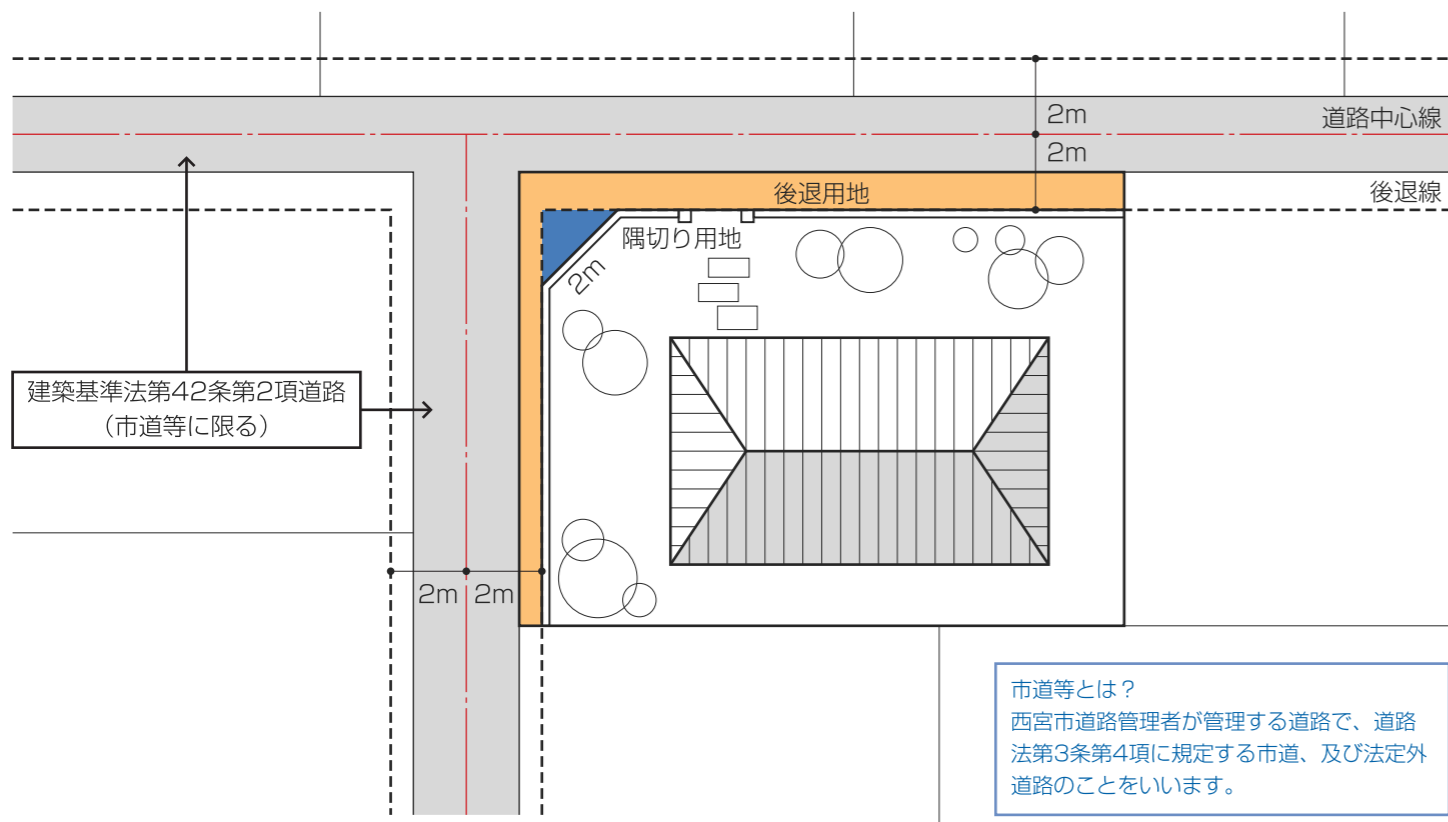
お問い合わせ 西宮市都市局都市総括室市街地整備課狭あい道路整備チーム
Tel (0798)35-3758
〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号 西宮市役所南館3階

担当者が不在の場合がありますので、来庁される場合は事前にご連絡をください。

狭あい道路 (建築基準法第42条第2項道路) とは？

建築基準法が施行された昭和25年の時点ですでに道として使用され、その道に沿って家が建ち並び等の要件にあてはまる幅1.8m以上4m未満の道で、特定行政庁（西宮市）が指定したものをいいます。この道路の境界線は、原則として道路の中心線から両側にそれぞれ2m後退（土地の状況によっては、道路の反対側から4m一方後退）したところにあるとみなされます。

狭あい道路に面した敷地で、建物の新築、増改築を行う場合は、セットバックが必要になります。



●狭あい道路拡幅整備事業

西宮市では、狭あい道路(市道等に限る)の後退用地を、寄付または無償使用契約していただいた場合、道路の拡幅整備を行っております。

また、狭あい道路に接する隅切り用地の整備に同意していただいた場合は、奨励金を交付します。

	拡幅整備	奨励金
後退用地	市が施工	なし
隅切り用地		あり

狭あい道路拡幅整備のメリットは？

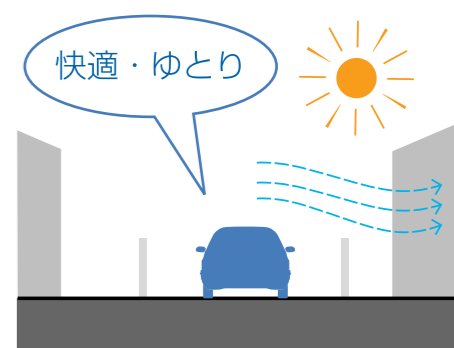
緊急時・災害時には

- ・緊急車両(消防車・救急車など)の進入が容易になります。
- ・火災時の延焼防止に役立ちます。



日常生活の場面でも

- ・自家用車の通行が容易になります。
- ・日照・通風が向上します。



申請者の方にとって

- ・市が拡幅整備を行いますので、側溝・舗装工事の費用負担はありません。
- ・後退用地等にかかる都市計画税・固定資産税が減免されます。
- ・寄付または無償使用契約していただいた後退用地等は、道路として市が維持管理を行います。



●狭あい道路拡幅整備要綱の拡充

本市では、平成2年8月より市民の皆さんのご協力のもと、狭あい道路拡幅整備事業を進めてきましたが、平成26年6月に、隅切り用地拡幅奨励金の創設や建築行為を伴わない場合でも事業対象となるよう要綱の改定を行いました。

●西宮市の住宅耐震改修促進事業のご案内

阪神大震災の教訓をふまえて、安心・安全な住まい・まちづくりを推進するため、戸建住宅の耐震改修の計画策定や耐震改修工事を行う方に対して、その費用の一部を補助します。狭あい道路に面する戸建住宅の耐震改修工事を行う場合は、一定の条件を満たすと補助金が増額される場合があります。

住宅耐震改修促進事業については、建築指導課 (Tel(0798)35-3705) までお問い合わせください。